

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	子どものための教育・保育給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、子どものための教育・保育給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

公表日

令和3年9月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	① 教育・保育給付認定事務:「保育の必要性」により区分を判定し、支給認定証を交付 ② 利用調整:利用調整基準に基づいて、施設別、点数順、入所希望状況等のリストの作成、利用調整を行う ③ 負担額管理:利用者から徴収する負担額(保育料)の算定 ④ 請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査、支払処理 ⑤ 交付金申請:支給実績等情報、給付台帳情報、給付費に係る台帳情報を国システムと連携
③システムの名称	1 子ども子育てシステム(保健福祉情報システム) 2 住民情報システム 3 個人住民税システム 4 滞納管理システム 5 住登外システム 6 団体内統合宛名番号システム 7 共通基盤システム 8 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援情報ファイル 住民基本台帳ファイル 賦課情報ファイル 滞納管理システムファイル 住登外情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第8号別表第二の116項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部保育課
②所属長の役職名	保育課
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 024-924-3511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 こども部保育課 024-924-3541

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	こども育成課長 石沢 哲夫	こども育成課長	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	I-7 請求先	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部ソーシャルメディア推進課(市政情報センター) 電話024-924-3511	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター) 電話024-924-3511	事後	組織改編のため
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	IVリスク対策 1～9の項目を追加	事後	新様式への変更
令和1年6月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年6月1日 時点	令和元年5月16日 時点	事後	様式変更に伴い再計算
令和1年6月28日	評価書名	子ども子育て支援新制度の認定給付事務	子どものための教育・保育給付事務	事後	制度改正に伴い修正
令和1年6月28日	I-1 ①事務の名称	子ども子育て支援新制度の認定給付	子どものための教育・保育給付	事後	制度改正に伴い修正
令和1年6月28日	I-1 ②事務の概要	① 支給認定事務	① 教育・保育給付事務	事後	文言修正
令和1年6月28日	I-1 ②事務の概要	③ 請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査、支払処理	④ 請求審査支払:事業所からの請求に対して、審査、支払処理	事後	文言修正
令和1年6月28日	I-1 ②事務の概要	④ 負担額徴収管理:利用者から徴収する負担額(保育料)の徴収管理	③ 負担額管理:利用者から徴収する負担額(保育料)の算定	事後	文言修正
令和1年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二の15項	番号法第19条第7号別表第二の116項	事後	文言修正
令和1年6月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	子ども子育て支援新制度の認定給付事務	子どものための教育・保育給付事務	事後	制度改正に伴い修正
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	〈情報照会〉番号法第19条第7号別表第二の116項	〈情報照会〉番号法第19条第8号別表第二の116項	事後	法令改正のため
令和3年9月1日	I-5 ①部署	こども部こども育成課	こども部保育課	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-5 ②所属長	こども育成課長	保育課長	事後	組織改編のため
令和3年9月1日	I-8 連絡先	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 こども部こども育成課 024-924-3541	郵便番号 963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口 こども部保育課 024-924-3541	事後	組織改編のため